

平成23年度 京都府入札制度等評価検討委員会（第3回） 議事概要

| | | |
|--------------------------|---|--------|
| 開催日時及び場所 | 平成23年11月30日（水） 午前10時30分～午後0時40分 京都平安ホテル 朱雀 | |
| 出席委員氏名（職業） | 委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法学部准教授） 委員 <small>あおき</small> 青木 <small>なえこ</small> 苗子（弁護士） 委員 <small>おきた</small> 沖田 <small>やすひこ</small> 康彦（京都府商工会連合会会長） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト（元京都新聞論説委員）） | |
| 議 事 概 要 | 1 開会 2 あいさつ（西川 <small>にしかわ</small> 総務部副部長） 3 委員紹介 4 事務局紹介 5 議事 （1）建設企業ヒアリングの概要について （2）入札制度等の改善方策（委員長案）について ア 総論 イ 各論 （ア）総合評価の拡充 （イ）予定価格の事後公表 （ウ） a 最低制限価格の見直し b 最低制限価格設定工夫 c 最低制限価格の射程の拡大 （エ） a 地域貢献優先型入札 b 地域性重視の入札方法 （オ）元請・下請関係の適正化 （カ）不正（不誠実行為）排除 ・ イ（イ）、イ（ウ）cについては、それぞれの議論を踏まえ、事務局でさらに検討・整理の上、次回委員会において引き続き審議することとなった。 ・ その他の事項については、各委員の了承が得られたため、それぞれの議論を踏まえ、委員会から府への「提言」として取りまとめることとされ、府においてはできるものから実施又は試行すべきものとされた。 6 閉会 | |
| 委員からの意見・質問 とそれに対する回答等 | 意見・質問 | 回 答 等 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |

別 紙

(1) 建設企業ヒアリングの概要について

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい競争状況のもと、自社で積算・施工をせず、下請けに丸投げすることで利益を出している企業に対し、業界の不満の声は大きい。 ・ 工事の需給面から建設企業の自然淘汰は避けられない一方、災害対応等のため一定数の企業の存続が必要である。 ・ 現状は異常な競争状態であり、それに対応する特殊な制度改革が必要になっている。 ・ 京都府が方向性を示すことで企業も対応が可能となる。両者間の情報ギャップをなくすため、対話が必要である。 | |

(2) 入札制度等の改善方策（委員長案）について

(イ) 予定価格の事後公表

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長案で「検討」としているのは、試行に向けての検討か、試行の是非そのものの検討か。 ・ リスク対策に厳格な対応が必要となり、かなりのコストがかかる。不正が発生するリスクのコストも含め、入札というコスト重視の制度の中で本末転倒にならないよう比較検討が必要である。 ・ 事後公表とすると、府と企業との間で対話を進める際に、不正が起りやすくなったり、府民に疑いをもたれたりしないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい現状を踏まえた当面の対応として、府民に説明ができる十分なコンプライアンス対策等をとった上、という条件付きで試行していこうとするものです。 ・ 事前公表にした理由がコンプライアンス対策なので、事後公表に戻すのであればコンプライアンス対策がなにより重要です。 ・ 対応の中身に応じ一定のコスト増は不可避ですが、事務量を含め、できるだけコストバランスにも配慮して対応していきます。 ・ 事後公表としている国の機関においては、コミュニケーションに制約が生じているとも聞いていますが、緊急対応として、事後公表の試行は必要と考えています。コミュニケーションを図る必要性が乏しい工事については事前公表のメリットは少ないのではないのでしょうか。 |

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・現状、どれくらいの職員が予定価格等の情報にアクセスできるのか。 ・結局は職員の資質の問題であり、制度で縛っても抜け道はなくせない。対策が過度な負担になってはいけない。 ・現状、不正行為に対する罰則が甘いと感じられる。法令の許す範囲で最大限厳しくすべき。 <p>(委員長まとめ)</p> <p>亀岡市等において入札情報の漏洩事件が相次いでいる現状を踏まえ、府民の不信を招かないよう最大限の対応が必要である。</p> <p>事後公表の試行に向けて、府において厳格なコンプライアンス体制を早急に構築するよう、検討をお願いします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な工事の場合で十数人、一定額以上の工事についてはその倍程度の職員がアクセス可能です。予算・出納面のチェック等のため、それだけの職員が確認を行う必要があります。 |
|--|---|

(ウ) b 最低制限価格設定工夫

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・現場補正係数とはどういうものか。 ・建設企業ヒアリングでは「公表されないと積算する業者には意味がない」との意見も出ているが、公表はされるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設道路の工事の場合と既に利用中の人通りの多い道路の工事の場合とでは違いがあるように、工事の難易度につき考慮をしようとするものです。これまでも設計の中で一定考慮していましたが、さらに細かく考慮しようとするものです。 ・大まかには公表しますが、詳細について公表すると制度の意味を失うおそれがあります。現状の異常な状況を前提にした対応であり、きちんとPDCAをしていく必要がありますが、企業には現場に行き、よく現場を把握した上で入札をしてほしいとの考えに基づく制度です。 |

(ウ) c 最低制限価格の射程の拡大

| 意見・質問 | 回 答 等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・行政コストは、人件費にとどま | <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度は企業の自由度が高い競争 |

| | |
|---|---|
| <p>らず、社会的コスト（行政が本来やるべき業務ができなくなることによるコスト）も合わせて考慮されるべきであり、どこまで拡大するか合理的な水準を探す必要がある。</p> <p>（委員長まとめ） 本来、根本的な対応が必要であるが、喫緊の対応として検討すべき。 どこまで拡大するか、府から材料をもらった上で判断したい。</p> | <p>という位置付けの制度ですが、現状では、一般土木工事は3者JV等で発注している等、スケールメリットが出づらい状況もみられます。</p> <p>アンケート調査の結果でも、半数程度の企業で利益が出ていない状況です。</p> |
|---|---|

(エ) a 地域貢献優先型入札

| 意見・質問 | 回答等 |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ P D C Aは必要であるが、制度設計は安定的なものとする必要があり、方向性が大切である。 ・ 建設企業ヒアリングの結果でも、府の制度への不満というより将来への不安を感じている。 公共事業改革の基本方針、方向性、大きな枠組みの設計が重要で、大きな枠組みができれば、業者も、人を育てることも含めて投資が可能となる。 | |

□委員会全体意見とりまとめ

| |
|---|
| <p>①「予定価格の事後公表」については、亀岡市などで事件が相次ぎ、公共工事の非公表情報めぐりコンプライアンスが問われている現状を踏まえ、府民の不信を招かないよう、細心の注意と最大限の対応が求められる。</p> <p>本日の議論を踏まえ、予定価格の事後公表の試行に向け、府においては厳格なコンプライアンス体制を早急に構築するよう、情報漏洩防止のための具体的な規律確保策など、さらなる検討を求める。</p> <p>②「最低制限価格の射程の拡大」については、対象工事を拡大するという見直し自体は肯定されるが、具体的な拡大範囲については合理性につき更なる検証が必要なため、府において引き続き検討を求める。</p> <p>③その他の論点については了承とし、本日の議論を踏まえた上で、府への提言を取りまとめることとするが、いずれも喫緊の課題であるため、府においては、できるものから実施又は試行するよう求める。</p> |
|---|